

神戸市ひとり親家庭のための家庭訪問保育（ベビーシッター）利用料補助金事業実施要綱

（目的）

第1条 この要綱は、母子家庭及び父子家庭（以下「ひとり親家庭」という。）が就業自立や疾病等の事情で子どもの保育が困難な場合等に利用した、家庭訪問保育（ベビーシッター）の利用料の一部を補助することで、ひとり親家庭の経済的な負担の軽減と子育て支援による自立促進を図ることを目的とする。

（実施主体）

第2条 実施主体は神戸市とし、この事業の一部を母子・父子福祉団体、NPO法人等に委託することができる。

（定義）

第3条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 生活支援サービス 公益社団法人全国保育サービス協会加盟事業者または公益社団法人全国保育サービス協会が国から委託を受けて実施するベビーシッター派遣事業の割引券取扱事業者が実施する保育サービスで、利用契約に基づき利用者の自宅又は事業者が所管する保護者の自宅等で行うものをいう。

(2) 児童 生後6ヶ月から満12歳に達した日以降の最初の3月31日までの市内在住の児童をいう。

（対象者）

第4条 対象者は、原則として神戸市内に居住するひとり親家庭で、次の各号のいずれかに該当する家庭とする。

(1) 母子及び父子並びに寡婦福祉法（昭和39年法律第129号）（以下「法」という。）第6条第1項に規定する女子で、現に児童を養育している母子家庭。

(2) 法第6条第2項に規定する男子で、現に児童を扶養している父子家庭

（支援事由）

第5条 家庭訪問保育（ベビーシッター）の利用料を補助する事由は次の各号のいずれかに該当し、一時的に家庭訪問保育が必要な家庭等とする。

(1) 技能習得のための通学、就職活動、残業、出張、休日出勤等、自立促進に必要な事由（所定内労働時間の就業を除く）

(2) 疾病、出産、看護、育児疲れ、育児不安、学校等の公的行事の参加、冠婚葬祭、事故、災害等社会通念上必要と認められる事由

（補助対象）

第6条 補助金の対象費用は、サービスの利用に要した費用（以下、「保育サービス利用料」という。）から勤務先等の福利厚生等の助成を受けた額を除いた額とする。ただし、入会金、年会費、登録料その他これらに準ずる費用は、対象としないものとする。

- 2 前項ただし書の規定にかかわらず、月会費の中に当該月の利用料が含まれる場合は、これを当該月の保育サービス利用料とみなす。ただし、実際にサービスに利用した場合に限る。
- 3 補助金の交付対象日数は、月 10 日以内とする。
- 4 子ども・子育て支援法（平成 24 年法律第 65 号）第 20 条の規定に基づく教育・保育給付を受けているものうち、保育（2号・3号）認定を受けている児童は対象としないものとする。

（補助金の額）

第 7 条 補助金は前条に定める経費の半額とする。ただし、補助金の額は、サービスを利用する 1 児童につき 1 会計年度（4 月 1 日から 3 月 31 日までの利用分）当たり、50,000 円を限度とする。

（補助金交付申請）

- 第 8 条 補助金の交付を受けようとする利用者は、サービスを利用後、必要な書類を添付して、3 か月以内に市長に申請を行わなければならない。ただし、やむを得ない事由がある場合には、この限りではない。
- 2 市長は、前項による申請があったときは、交付対象の可否を決定し、申請者に通知しなければならない。
 - 3 前項の規定により支給の決定を受けた利用者は、原則として、支給決定日の翌日から起算して 1 か月以内に、必要な書類を添付して、市長に補助金の支給を請求するものとする。
 - 4 市長は、前項による請求があったときは、すみやかに支給するものとする。

（事情変更による決定の取り消し等）

第 9 条 市長は、補助金等の交付の決定をした場合において、その後の事情の変更により特別の事情が生じたときは、補助金等の交付の決定の全部もしくは一部を取り消すことができる。

（返還請求）

- 第 10 条 市長は、次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の返還を請求することができる。
- （1）偽り、その他不正な手段により給付を受けた時。
 - （2）この要綱の規定に反したとき。

（その他）

第 11 条 この要綱の施行に際して、必要な事項は主管局長が決める。

附則

（施行期日）

この要綱は、令和 3 年 3 月 1 日から施行する。